

Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2025年8月
Vol.31



特集

チーム支援を考える

巻頭	就任のご挨拶 (公社) 成年後見センター・リーガルサポート理事長 澤井 靖人	P 2
特別寄稿	チームのあり方と中核機関 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 上尾市成年後見センター専門相談員 丸山 広子	P 3
シンポジウム報告	チームによる権利擁護支援を考える	P 5
コラム	● 後見つれづれ草 ● 後見等事務報告に関する統一書式と後見人に求められる身上保護事務について 最高裁判所事務総局家庭局第二課長 遠藤 圭一郎	P 8 P10
研究大会報告	新潟発 リーガルサポート関東Aブロック研究大会	P11
取材	日本成年後見法学会 第22回学術大会 ～成年後見法の海外の動向とわが国における法改正～	P14

就任のご挨拶

さわ い やす ひと

(公社)成年後見センター・リーガルサポート理事長

澤井 靖人



略歴

2003年 司法書士登録

2017年～2019年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部支部長

2019年～2025年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事、副理事長

現在の公職等

神戸市市民福祉調査委員会特別委員・こうべ安心サポートセンター市民後見部会委員

このたび、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート(以下「リーガルサポート」といいます。)の理事長を拝命いたしました澤井靖人でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私は、成年後見制度が施行された平成12(2000)年に司法書士試験に合格し、平成16(2004)年にリーガルサポートに入会いたしました。地元・兵庫県神戸市で後見人としての活動を始めましたが当時は制度の認知度も低く、金融機関の窓口でも「せいねんこうけんにんって何ですか?」と尋ねられることが度々ありました。また、私が若かったこともあり、「青年後見人」と誤って記載されることもしばしばでした。

あれから四半世紀が経ち、成年後見制度は社会に広く定着し、今や欠かせない制度となりました。現在は、令和4(2022)年度から令和8(2026)年度までを期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、さまざまな施策の議論が進められています。今後、民法等の法改正も見込まれ、制度は大きな転換期を迎えようとしています。リーガルサポートも、法律実務家の立場から積極的に意見を発信し、また、新たな制度のあり方にも柔軟に対応しながら、その発展に寄与してまいります。

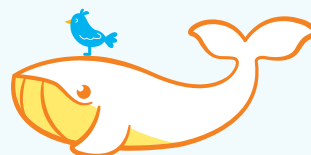
リーガルサポートは司法書士を正会員とする公益法人で、全国に8,826名の会員を擁しております(令和7(2025)年5月9日現在)。司法書士法第1条には、司法書士の使命として「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」と定められ

ております。リーガルサポート会員が「後見の専門職」として現場で権利擁護に取り組むことは、その使命を体現するものであり、今後も社会の期待と信頼に応えられるよう、より一層の努力を重ねていく所存です。

さらに、令和7年4月1日からは、新たに未成年後見を公益目的事業として開始しました。既にリーガルサポート会員をはじめ、多くの司法書士が未成年後見人に選任され、未成年者を支援してまいりましたが、加えてこれまでの成年後見で培った経験を活かし、法人として未成年者の権利擁護にも積極的に取り組んでまいります。

このように活動を深め、広げていくにあたっては、設立以来四半世紀にわたり築き上げてきた全国の家庭裁判所、行政、福祉、医療など権利擁護に携わる各分野とのネットワークと信頼関係が、かけがえない基盤となっております。関係機関・団体の皆さまには、今後とも変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本誌「リーガルサポートプレス」は、後見制度に関する旬な話題や各種報告を掲載し、情報発信をおこなう季刊誌です。後見制度に携わる皆様にご一読いただき、制度の理解をより深めていただくとともに、今後の連携の一助としていただければ幸いです。



チームのあり方と中核機関

社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 上尾市成年後見センター専門相談員 まる やま ひろ こ
丸山 広子



略歴

1989年8月 社会福祉法人久喜市社会福祉協議会入職
2014年4月 同協議会事務局長に就任
2017年4月 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター所長に就任
2022年度～2023年度 同センター顧問に就任
2022年4月 現職

現在の公職等

社会福祉士・精神保健福祉士・認知症ケア専門士・(公社)埼玉県社会福祉士会理事・
権利擁護センターばあとなあ埼玉会員・久喜市オンブズパーソン

Aさんのこと

「私は、やっぱり一人ぼっちなんです」Aさん(男性、50歳、精神障害)は、独り言のように呟きました。

当時私は、地域支援のチームを大切にしていました。チームには、社会福祉協議会の職員である私と若手のコミュニティソーシャルワーカー、相談支援専門員(本人の生活の計画立案)、訪問介護員、訪問看護師、行政の担当職員、そして地域の民生委員等が加わり、最適なメンバーでの結成のほずでした。もちろん、本人を含めたチームで何回も話し合い、本人の希望である「自宅で暮らしたい」を実現するという目標も共有したつもりでした。しかし、本人からは「一人ぼっち」という言葉が出て、支援者は慌てました。「そんなことはないよ、Aさんの希望は、自宅で暮らしたいということだったよね。今までみんなで考えてきたじゃないか」と。

しかし、次の言葉で私たちが間違っていたことがわかりました。「みんなは、そうだよねとかそれがいいよというけれど、私がどうして自宅にいたいとか、自宅にいとどんな良いことがあるか、

どんな大変なこともあるかと言わないし、私がどう考えるか聞いてくれない。私の思っていることを代わりに言ってくれたりしないもん」と。

今でいう「意思決定支援」ができていない、Aさんが、どんなことが不安なのか、本音を引き出せないまま、支援者だけが結束を強化するあまり、Aさんの「一人ぼっち感」を生み出してしまったようです。



チームのかたちと 中核機関の役割

さて、チーム支援には、二つの形があります。冒頭の事例のように、本人を直接支援する「チームによる支援」と私たち中核機関が今取り組んでいるチームの形成支援、自立支援等を行う「チームに対する支援」です。

中核機関がチームを意識するようになる場面は



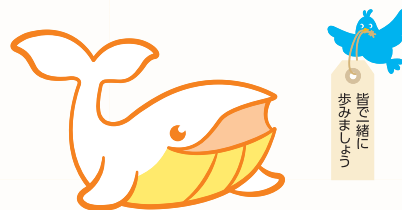
チームのあり方と中核機関

「支援調整会議」(受任者調整、その他相談内容についての協議等)に諮り、種々の専門的助言を受け、中核機関としての対応方針を決めるところから始まります。この会議がまさしく「チーム力の結集」のような場で、本人の参加はありませんが、どんな制度に結びつくのが最良の選択かについて、弁護士、司法書士、社会福祉士と相談員が意見交換をすることで、気持ちが楽になることがあります。それはお互いの立場や専門性を活かすだけでなく、相談における困難さをともに受け止めてくれるという実感があり、このような形をチーム支援にも活かせたらと感じています。

チーム形成支援において、本人と後見人等候補者が出会う場面は特別の意味があります。すでに支援者がいれば、その場に立ち会ってもらうことで、チームの枠組みが見えることや本人がチームの真ん中にいるかを確認することもできます。そして、そのチームが介護保険のサービス担当者会議であったり、相談支援事業のケア会議だったり元々の目的があるとそれに大いに影響を受けることもあります。後見人等がチームに加わったことで生じる違和感や後見人等に注目が集まることにより、本人の存在感が薄れるような場合もあります。そのような時には、「後見人等が選任されても、本人の意思が反映できるように、一緒に頑張りましょう、チームができるまで中核機関も一緒に動きます」というメッセージを出すこともあります。

さらに中核機関の役割を伝え、今まで本人を支援してきた人たちを労い、本人の意思が反映できるチーム支援を提案します。特に親族後見人は支援者に遠慮し、支援者側の意向に従うこともありますが、後見人等としての役割を伝えることやチームの必要性、本人の代弁者であること、後見人等ができないこともあることなどを伝え、後見人等がつくことでパーフェクトではなく、今まで以上

にお互いの力を出し合いながら、本人の望む生活に近づくように一緒に歩みましょうと伝えます。そうすることによって、一つの軸ができ、チームが一つの方向を向き、本人の意思を尊重していけるチームになっていくのだろうと考えます。



あらためてチーム支援を考える

さて冒頭の事例のAさんには、父が残してくれた家で住みたいという希望はあったのですが、相続のことや近所との付き合い方など不安でいっぱいでした。医療福祉の連携だけでは解決できない法的課題は、チームに法律職が加わることで安心感が増すことは事実ですが、チームのメンバーだけで解決できないことは、勇気をもってほかのチームに助けを求められるように、地域連携ネットワークという大きなチームが機能することも大変重要です。

チーム支援を考える時には、本人や支援者とともにオープンなコミュニケーションをとり、共通の目標に向かって協力する環境を整えることも欠かせません。そこまでいけば、そのチームは自立し機能していくのだと思いますが、つい支援者が中心になるようなチームに偏ることがあるかもしれません。そのような時は中核機関として、あきらめず、本人を含むチームのメンバーに寄り添い、チームを立て直すきっかけを見出します。そして再びチームが「同じ風景をみること」ができるような緩やかなつながりをメンバーとともに紡いでいきたいと思っています。

(((東京発)))

ハイブリッド
開催

令和6年度権利擁護支援シンポジウム



チームによる 権利擁護支援を考える

～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～



プログラム

基調講演

- 1 「中核機関に期待される『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』機能と専門職との連携」
稲吉 江美 氏（厚生労働省社会・援護局地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官）
- 2 「中核機関による受任者調整と適切な後見人等の選任・交代ー権利擁護支援チームの形成支援の視点からー」
遠藤 圭一郎 氏（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）
- 3 「上尾市社協における『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』の実践」
丸山 広子 氏（社会福祉法人上尾市社会福祉協議会上尾市成年後見センター 専門相談員）
- 4 「権利擁護支援チームにおける後見人の役割」
中野 篤子 氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事）

パネルディスカッション

チームによる権利擁護支援を考える ～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～

パネリスト

- 丸山 広子 氏
秋野 美紀子 氏（社会福祉法人新城市社会福祉協議会相談支援課長 兼 新城市権利擁護支援センター長）
安樂 美和 氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 利用促進法対応委員会委員）

アドバイザー

- 安藤 亨 氏（豊田市福祉部よりそい支援課地域共生・社会参加担当長）

コーディネーター

- 西川 浩之 氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長）

令和7(2025)年3月7日、リーガルサポート主催の令和6年度権利擁護支援シンポジウムが東京会場とWeb視聴とを併用したハイブリッド開催で行われました。

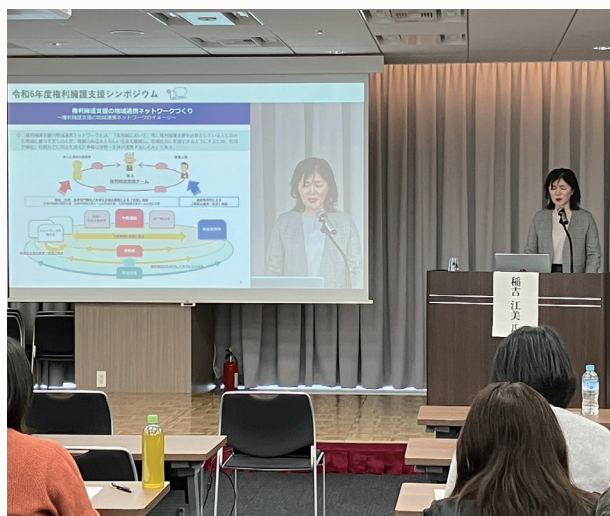


基調講演

基調講演 1

中核機関に期待される『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』機能と専門職との連携

基調講演1では、厚生労働省の取組として、地域連携ネットワークのイメージと中核機関の役割の概要を示していただき、地域連携ネットワークの支援機能と地域の体制づくりに関する取組の実施状況の説明がありました。取組実践報告の具体的な専門職との連携として、①部会や会議の構成メンバー、②市民後見人へのリレー形式、③市民後見人との複数後見、④親族後見人への相談会などが紹介されました。また、専門アドバイザーの派遣事業や市民後見人の育成についても言及されました。



基調講演 2

中核機関による受任者調整と適切な後見人等の選任・交代ー権利擁護支援チームの形成支援の視点からー

基調講演2では、裁判所の取組として、チーム支援に対する受任者調整の取組について、説明をしていただきました。後見人を支援者の一人とした権利擁護支援チームが本人に対して支援を行い、福祉・行政等及び家庭裁判所はその権利擁護支援チームに対する支援を行うことについて言及され

ました。また、福祉・行政等が、「チームに対する支援」を軸に、本人支援のための適切な調整を行い、家庭裁判所は、その調整結果の提供を受け、事案を俯瞰し、後見人の選任・交代を含めた受任者の調整をすることについて説明されました。

基調講演 3

上尾市社協における『権利擁護支援チームの形成支援・自立支援』の実践

基調講演3では、埼玉県上尾市における権利擁護支援チームの形成支援・自立支援の実践について紹介がありました。中核機関を中心とした地域連携ネットワークのイメージを作り、地域連携ネットワーク連絡会を開催することで、まずは地域に広がるネットワークの種まきを行ったことが紹介されました。親族後見人や家庭が孤立して課題を抱えているケースでのチームの形成支援や環境の変化に対する自立支援の具体例を示していただきました。また、地域課題の共有についても言及されました。

基調講演 4

権利擁護支援チームにおける後見人の役割

基調講演4では、リーガルサポートから、権利擁護支援チームにおける後見人の役割について、第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要と権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの概要について言及し、権利擁護支援チーム「形成支援時」及び権利擁護支援チーム「自立後」の2つの事例を紹介しました。最後に、権利擁護支援チームが役割を担うために、①支援者が「チーム」であることの認識、②本人の状況変化による後見人等の選任や交代、③中核機関の明確な位置づけが必要であることに言及しました。

パネルディスカッション

チームによる権利擁護支援を考える

～権利擁護支援チームの役割と今後の方向性・課題～

パネルディスカッションでは、成年後見制度の運用における中核機関の役割とその課題、今後の方向性について、各地の実践事例をもとに議論が行われました。

福岡市の事例では、専門職後見人が支援チームに加わる際、家族や既存支援者との関係性の悪化や本人の支援拒否により、支援が停滞することがあると報告されました。独居高齢者のケースでは、支援者間の連携不足が問題となり、専門職が孤立する場面も見られたことから、支援チーム全体での連携体制の構築が必要であるとされました。

新城市では、まず中核機関が関係機関と協力して権利擁護の視点からアセスメントを行い、その後、支援検討委員会で必要な支援方針を検討します。このプロセスにより、支援チームが成年後見人の必要性を理解し、中核機関が支援チームの形成をサポートすることで、支援活動の成功に繋がるとのことです。

上尾市の事例では、地域包括支援センターとの連携により、専門職後見人や親族後見人と支援者との間に繋がりが生まれ、情報共有や信頼関係の構築が進んだことで、スムーズな支援につながったと報告されました。共通の認識や言葉を持つことが、チーム支援の円滑化に重要だとされています。

また、後見人の担い手不足や情報不足も大きな課題として挙げられました。都市部では専門職の数は多くても、後見業務を引き受ける際の不安か



ら辞退するケースもあり、その背景には申立て時の情報不足があるとされています。そのため、新城市では事前に後見人候補者と本人が面談を行い、本人の価値観や希望を確認することで、ミスマッチを防ぎ、不安の軽減につなげています。

さらに、支援体制は一度作れば終わりではなく、本人の状況に応じた継続的な調整が求められます。知的障がいのある方の事例では、オンライン面談を取り入れて家族も支援に参加できる形を整えたことで、安心感が生まれたとの報告もありました。

最後に、安藤氏は、成年後見制度において最も重要なのは「本人の意思」であり、支援が本人の希望や利益に沿っているかを常に確認する必要があると強調しました。成年後見人に任せきりにするのではなく、関係者が継続的に連携するチーム支援の体制づくりが求められています。

令和6年度権利擁護支援シンポジウムでは、「チーム支援」をテーマに、地域連携、家庭裁判所の役割、実践事例、後見人の役割などが紹介され、チーム支援の重要性が強調されました。リーガルサポート副理事長の中村氏は、本人だけでなく、チームにも寄り添うという姿勢が、リーガルサポートのキャッチフレーズ「いつもあなたのそばに」に込められていると述べ、今後も地域や支援チームと連携して支援を進めていく決意を語りました。 (こ、さ)



Legal Support Press
コラム

後見つれづれ草



チーム支援編

本号の特集は「チーム支援を考える」です。思えば、初めて後見人になった十数年前。後見人は包括代理権を持つのだからと、一人で勝手に気負い、悩んでいた自分がいました。今では、チームで支援することが本人の“幸せ”につながると実感できます。

リーガル会員の「チーム支援活動」の一端を覗いてみてください。



第 1 話

学校の先生だった彼も

高校の化学の先生だった彼も、長年連れ添った妻が2年前に他界してまもなく認知症を発症しました。身の回りのことを任せていた妻がいなくなったせいで、自宅借家がどんどんゴミ屋敷となり、部屋のあちこちにお金が散乱し、お風呂にさえ入っていない様子です。このままでは大変だと、大家さんと地域包括支援センターの看護師とで懸命になだめて、何とか検査入院をしてもらいました。

病院で、散髪と髭剃りをしてもらい、身なりを整えると、以前の彼がそこにいました。

次に、教会の牧師さんも交えて、施設への入居と後見制度利用の必要性について何度も話し合い、

本人申立てを行うことができました。当職が成年後見人に就任し、まずは、施設入所契約を行い、彼は無事、有料老人ホームに入所しました。

現在95才になりましたが、施設でいろいろな行事を楽しみながら穏やかに生活しています。



第 2 話

地域で見守られて

一人暮らしの彼を心配した近所の親切なガス屋さんが社会福祉協議会につないでくださったお陰で、市長申立てがなされ、当職が成年後見人に就任しました。

その後も本人は一貫して在宅一人暮らしをしたいと強く希望するので、ケアマネジャーや病院の主治医、薬局の指導員、近所のスーパーの店長らと何度もケア会議を行いました。結果、病院、薬局、スーパー

と何れもツケで利用・購入させてもらうことになり、さらに、コンビニの宅配サービスを利用し、毎日の安否確認を行うことにしました。

穏やかで物腰の柔らかくて、地域で人気者であった彼は、最後まで地域のさまざまな職種の方々に見守られ、昨年、在宅でお亡くなりになりました。



第 3 話

家に帰りたい

在宅生活をしていた独り身の被保佐人Aさんですが、骨折のため緊急入院し、今は施設に入所しています。家に帰りたいとの要望が強いのですが、自宅での独居生活は無理ではないかとの医師の意見。何とかAさんの希望を叶えることはできないか支援チームで会議を重ね、在宅生活のための対策を検討しました。Aさんには、「生命の危機等が生じるよ

うなことがあれば、また、施設入所になりますからね。」との約束のもと、自宅生活のための様々な準備を行い、その結果、念願の自宅生活が叶うこととなりました。日々の見守りは、支援チームのメンバーも含め、配食業者や新聞業者、飲料配達業者等の連携により行っています。

在宅生活をいつまで続けることができるのかは分かりませんが、Aさんは現状にとっても満足している様子で、日を重ねる毎に元気になっているのではと思うほど。ここまでくするには本当に大変でしたが、チーム支援会議を重ねたことで、本人の意思の尊重が実現できた事例となりました。



第 4 話

母の「チーム」の一人として

精神疾患のあるミチコさんは、母のハルさんと二人暮らし。私は、認知症が進んだハルさんの後見人に選任されました。ハルさんをケアマネジャーやヘルパーさんと共にチームで支援するとともに、同居しているミチコさんやミチコさんの支援者とも話をする機会も多く事実上見守りをしている状況でした。

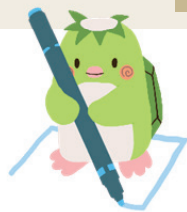
その後ハルさんは自宅での生活が難しくなり特別養護老人ホームに入所したのですが、ある日ミチコさんから連絡がありました。「母の日のプレゼントにハンカチを買ったけど、しんどくなってしまう届けことができない。代わりに渡してもらえないでしょうか」

そこで、ミチコさんからハンカチを預かりハル

さんに渡したところ、ハルさんはとても喜んでくださいました。

ミチコさんの母の日のプレゼントをハルさんに届けるのは、ハルさんの側に立った動きなのかもしれませんが、そのことがミチコさんの支援になっている面もあるように思います。しかしそれだけでなく、喜ぶハルさんを見て、ミチコさんもまた、母のハルさんのチームの一員でもあるのだな、と感じました。





後見等事務報告に関する統一書式と 後見人に求められる身上保護事務について

えん どう けい いち ろう

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 **遠藤 圭一郎**

略歴

2008年 千葉地方裁判所判事補

2016年 那覇地方家庭裁判所沖縄支部判事補・沖縄簡易裁判所判事

2018年 最高裁判所事務総局広報課付

2020年 東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事

2022年 名古屋地方裁判所・名古屋簡易裁判所判事

2024年 最高裁判所事務総局家庭局第二課長

令和4(2022)年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画において、家庭裁判所は、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して、身上保護事務を含めた不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について対応することが期待されています。こうした背景もあり、家庭裁判所における後見事務の監督は、本人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるような後見事務がなされているか、すなわち、身上保護事務のプロセスを一連のものとして捉えた上で、本人の意思の尊重や心身の状態・生活の状況への配慮について後見人に裁量の逸脱・濫用がないかといった観点から行われているものと承知しています。また、令和7(2025)年4月からは、統一された後見等事務報告書を用いた運用が全国の家庭裁判所で開始されましたが、同書式においても、同じ観点から、後見人が本人の意思や価値観等を理解し、本人の心身の状態・生活の状況等を把握するために、本人との関係を構築・維持しているか、周囲の支援者と連携して必要な範囲の情報共有を行い、チームとして本人を支援する環境が整っているかといった事情を把握するための報告項目が設けられていますので、新たな運用に戸惑う後見人がいらっしゃるかもしれません。

例えば、報告書式には本人等との面談状況に係る項目が設けられていますが、実際にどの程度の

頻度で面談をしなければならないのかについて関心をお持ちの方も多いと思われます。本人の状況の把握や本人との適切な関係構築の方法は事案ごとに異なり、また、後見人には広い裁量がありますから、一概にどの程度の面談が必要ということは困難です。他方で、本人の判断能力の低下により会話をすることが難しい場合であっても、それゆえに、本人の状況の把握等のための面談意義が全て失われるとは思われません。重要なことは必要とされる尊重や配慮が適切に行われることであり、そうした観点からの後見人の裁量的判断として面談の頻度や内容等を決めていただくことになると考えています。さらに、後見人を含めたチームの内実はいくつもあるものの、「チーム支援」という意味では、例えばケース会議への参加は、後見人がチームの他の支援者と情報を共有し、今後の支援方針を決めるに当たり、重要な意義を有するといえます。

このような考え方を敷衍しますと、合理的な理由なく、長期間にわたって本人と面談していなかったり、他の支援者からの連絡に応じず、ケース会議にも参加しないなど周囲の支援者と連携をとっていない事案は、後見人に与えられた裁量の逸脱・濫用があると認められ得るところです。

今後とも後見人の皆様におかれては、本人の尊重や配慮の観点から後見事務を行っていただき、統一書式にてその内実を御報告いただければと考えています。

研究大会 報告

新潟発

リーガルサポート 関東Aブロック研究大会



リーガルサポートでは毎年、全国のブロック単位で研究大会を開催しています。

本年度は、茨城・とちぎ・群馬・静岡・山梨・ながの・新潟県の7支部からなる関東Aブロックが担当となり、令和7(2025)年4月5日(土)新潟市 朱鷺メッセ 新潟コンベンションセンターにて標記研究大会が開催されました。



第1分科会の報告

後見業務における地域的特質と課題の探求 ～アンケートから浮かび上がる Insights ～

第1分科会 プログラム

第1部 関東Aブロック後見アンケート 結果報告

【報告者】

岩田 哲孝 (リーガルサポート茨城支部)
本澤 卓実 (リーガルサポートとちぎ支部)
後藤 亮 (リーガルサポート群馬支部)
池谷 道男 (リーガルサポート静岡支部)
野崎 康史 (リーガルサポート山梨支部)
清水口 徹 (リーガルサポートながの支部)
帯瀬 利明 (リーガルサポート新潟県支部)

【ファシリテーター】

小林 優 (リーガルサポート新潟県支部)

第2部 パネルディスカッション

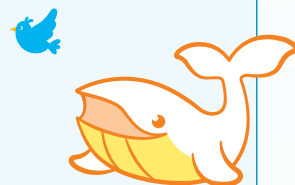
アンケート結果から浮かび上がった課題について

【パネリスト】

岩田 哲孝 (リーガルサポート茨城支部)
本澤 卓実 (リーガルサポートとちぎ支部)
阿久澤 光洋 (リーガルサポート群馬支部)
池谷 道男 (リーガルサポート静岡支部)
野崎 康史 (リーガルサポート山梨支部)
笠井 恵三 (リーガルサポートながの支部)
帯瀬 利明 (リーガルサポート新潟県支部)

【ファシリテーター】

小林 優 (リーガルサポート新潟県支部)



第1部

第1部として、関東Aブロックの各支部アンケート結果が報告されました。

特筆することは、近年、関東Aブロックの各支部の会員数の増減が地域によって異なり、会員年齢が少し上がってきているということ、それが影響しているのかコロナ禍以後に、受任事件の面会頻度が少なく

なりつつあるとの結果でした。茨城支部は、面会頻度が半年に1回が、49.6%で最も多いが、成年後見人は多忙の身であるにもかかわらず、面会時間を確保していることが分かりました。他支部の傾向も鑑み、月に1回の面会が最も多い支部は、静岡支部、山梨支部でした。また、施設のみなさまに協力していただいて面会ができることを実感し、後見業務において面会がいかに大切に気付くことができました。

第2部

第2部として、アンケートから浮かび上がった議題、問題点についてパネルディスカッションが行われました。まず、面会時間、頻度について。茨城、とちぎ支部では、後見業務とは違う不動産取引の案件だったり相続案件が多いので、後見業務を案件の主軸とした事務所が少ないとのことで半年に1回が最も多くなったとの分析でした。反対に、ながの支部は、地域包括支援センターからの直接受任が多く、面会のための移動時間が少ないため、面会頻度が他支部よりも高いとのことでした。

次に、保佐、補助の受任状況について引き続きパネルディスカッションが行われました。静岡支部では、受任件数が多いとのこと。理由として中核機関が早めに整備されたので、後見類型に至る前に対応できたためとのこと。反対に茨城支部は早期からの支援が整っておらず、保佐、補助の件数が少ないとのことでした。

最後のパネルディスカッションは、報酬についてでした。山梨支部では預金が1200万円以上の場合

は、手元に200万円だけ残して、あとは信託口座を開きそこで保管するそうです。なので、報酬が思ったよりも少ないケースもあるとのことでした。また、報酬助成制度に関して静岡支部では、在宅の場合は2万円。施設の場合は1万2000円と、事案によって助成金額が大きく変わるとのことでした。

第1分科会を通じて感じたことは、どの支部も会員数の減少がやや表面化しつつあり、なおかつ司法書士の高齢化が多少なりとも進んできているのが、今後の課題だと感じました。国内の人口減もありますが、受験者数も減ってきているとのこと。もっと司法書士の魅力を一般の方にも認知、認識していただけるように日々の業務に取り組んでいこうと思いました。（た）



第2分科会の報告

意思決定支援と権利擁護から考える補助・保佐類型の活用 ～権限とチーム支援に着目して～

第2分科会 プログラム

第1部 基調講演

「『補助・保佐の活性化』を考える」

【講師】

清水 恵介（日本大学法学部法律学科教授）

第2部 報告

「補助・保佐アンケートの分析から見えるもの」

【報告者】

谷本 亜希美（リーガルサポート利用促進法対応委員会副委員長）

石田 頼義（リーガルサポート利用促進法対応委員会委員）

第3部 パネルディスカッション

意思決定支援と権利擁護から考える補助・保佐類型の活用
～権限とチーム支援に着目して～

【パネリスト】

杉本 修（リーガルサポート利用促進法対応委員会委員）

高橋 明子（リーガルサポート利用促進法対応委員会委員）

半井 雄介（リーガルサポート利用促進法対応委員会委員）

【アドバイザー】

清水 恵介（日本大学法学部法律学科教授）

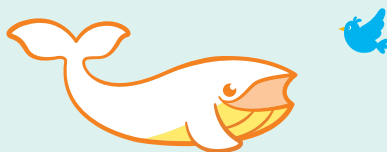
【コーディネーター】

阪本 朝子（リーガルサポート利用促進法対応委員会委員）

【指定発言】

芳賀 裕（リーガルサポート相談役）

矢頭 範之（リーガルサポート相談役）



第1部

第1部では、日本大学法学部法律学科教授の清水恵介先生に、補助・保佐類型の活性化について、ご講演いただきました。

補助・保佐類型の活性化として、4つのパートに分けて報告いただきました。第1パートとして、「補助・保佐を後見類型から区別する意義」を条文と実務上の2点からの運用上の区別を説明していただきました。第2パートとして、補助・保佐類型の制度活性化の前提として、制度が利用されない原因の考察及びその改善のお話がありました。次パートでは、補助・保佐類型制度の成年後見制度及び任意後見に対する優位性についての話があり、そこでは、補助・保佐類型を本人との契約によって補完させるハイブリッド型の後見のお考えを示していただきました。最後のパートでは、補助・保佐類型の特徴として、①本人の意思決定能力の活用、②取消権・同意権行使の実務、③将来の成年後見制度の主要な受け皿という3つの視点から、今後の補助・保佐制度の活性化に向けた考察の報告をしていただきました。

第2部

第2部では補助・保佐類型アンケートの研究結果が、全体編と事件別編に分けて報告されました。

全体編では、補助・保佐類型の受託件数の多い支部の特徴として、中核機関の機能整備が進んでいないと本人申立で増加し、反対に整備が進んでいると早い段階で後見制度に結びつき、チーム支援がなされとの指摘がありました。また、補助・保佐類型の受任に消極的でない会員も多く、受任経路や支援体制の構築が補助・保佐類型の利用促進につながるということです。

さらに、事件別編では、補助・保佐類型では本人とのコミュニケーションの取り方に一番の苦労や工夫・反省点があることが浮き彫りになりました。

た。本人の意思決定支援の流れが進み、折しも法制審議会で成年後見制度の見直しが進んでいる今、大変示唆に富むアンケート結果となりました。



第3部

第3部では、アンケート結果を受けて、登壇者が失敗事例と成功事例を紹介し、円滑な業務に必要な要素や、法改正を見据えた今後のあり方について議論が行われました。補助・保佐類型の利用促進に向けた課題としては、本人の意思決定支援を重視し、必要なときに必要な支援を提供し、不要になれば支援を終了できるような柔軟な制度への転換が求められています。

また、権限行使のあり方についても、包括的代理権に依存するのではなく、本人の同意に基づいた限定的・補助的な支援への見直しが検討されています。今後は、地域との連携による意思決定支援体制の構築と、専門職同士の協力が重要になるとされています。事例紹介では、チーム支援において、本人を中心に関係者が定期的に連絡を取り合うことの重要性が示されました。

補助・保佐類型では代理権が限定されるため、関係者を巻き込んで多くの支援者の力を借りることが不可欠です。登壇者からは、「だからこそ、本人と支援者との間で信頼関係が築かれ、より良い支援へとつながるのではないのでしょうか」との言葉があり、今後の補助・保佐類型の利用促進に向けた前向きなメッセージとして、第2分科会の印象的な締めくくりとなりました。（こ、み、さ）



第22回学術大会

～成年後見法の海外の動向とわが国における法改正～

荒天の令和7(2025)年5月31日(土)、明治大学駿河台キャンパスで、毎年1回開催される表題の学術大会が開催されました。前大会は「成年後見法の改正に向けて」が大会テーマとされていましたが、本大会は、さらにこれを深めるものです。

石渡氏より開会挨拶がなされ、岩井氏の来賓挨拶の後、基調報告に続きました。

プログラム

◆10:30 〈開会挨拶〉……………

石渡 和実 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会副理事長・
東洋英和女学院大学名誉教授)

◆10:40 〈来賓挨拶〉……………

岩井 伸晃 氏 (前高松高等裁判所長官・元法務省民事局付)

〈基調報告①〉

諸外国における成年後見法制の動向(大陸法編)

清水 恵介 氏 (日本大学教授)

〈基調報告②〉

諸外国における成年後見法制の動向(英米法編)

根岸 謙 氏 (東洋大学准教授)

◆12:20 〈総会〉……………

◆13:30 〈開催校挨拶〉……………

長坂 純 氏 (明治大学法学部長)

〈基調報告③〉

我国成年後見法が進むべき途

～「横浜宣言」と「御茶の水宣言」を踏まえて～

新井 誠 氏 (中央大学研究開発機構 機構教授・筑波大学名誉教授)

〈基調報告④〉

成年後見法改正

～法制審議会民法(成年後見等関係)部会の資料・議事録を読む～

熊谷 士郎 氏 (青山学院大学教授)

〈特別講演〉

現在の成年後見法改正の動向について

～現行制度の立ち上げに関与した者としての感想～

田山 輝明 氏 (早稲田大学名誉教授)

◆15:40 〈パネルディスカッション〉……………

パネリスト 清水 恵介 氏、根岸 謙 氏、熊谷 士郎 氏、

石渡 和実 氏、赤沼 康弘 氏、高橋 弘 氏 (司法書士)

コーディネーター 富永 忠祐 氏 (弁護士)

◆17:25 〈閉会挨拶〉……………

伊藤 佳江 氏 (一般社団法人日本成年後見法学会常任理事・税理士)

司会 千葉 真理子 氏 (弁護士)

基調報告①・基調報告②

基調報告1では清水氏から大陸法系(フランス・ドイツ・スイス等)について、基調報告2では根岸氏から英米法系(英国・シンガポール・アメリカ・カナダ等)について、多様かつ変遷著しい諸外国の成年後見法制概観と整理が行われました。両氏から、成年後見法制度改正動向の概観として、平成18(2006)年の障害者権利条約の採択を経て、現在はこれに対応するための改正が世界的主流となっているが、障害者権利条約の批准国であってもまったく改正に着手しない国もある。障害者権利条約に完全に適合する制度の絶対的な解がまだ存在せず、急激な制度改変は困難ではないかという観点も指摘されているとの報告がありました。

前大会では、個人の尊重、人権制約に関する必要最小限度の原則から、現行制度における本人の判断能力による類型化は維持できず、三類型の一元化が



改正の方向性であるとの報告でしたが、改正に着手した国々でも一元化した国もあれば多元主義を維持した国など、各国の事情に改革進度のムラがあるとの報告がされました。世界の国々の改正状況を見ると、制度設計に多様な選択肢があり、日本の成年後見制度見直しに学びとなるものでした。



基調報告 3

新井氏より様々な提言がなされ、生活保護受給者が社会福祉協議会と任意後見契約を締結する等の新しい状況も報告されました。そのうえで、現在、法制審議会で議論されている成年後見法の改正に向けて、法理論的・法解釈的な整合性のみに依拠した議論ではなく、目下の日本の課題をどう解決していくか、明確かつ効果的な視座を見据えた議論を期待すると話されました。

基調報告 4

熊谷氏より法制審議会の議論内容について、理論的観点から整理・分析をしていただきました。そして、求められるのは様々な外国法研究から立法にとって意味のあるものを取り出すという二次的作業であり、研究者も実務家も、今何が必要かを把握し、基礎研究や立法論的な研究を真に立法に結びつけるための工夫が求められると述べられました。

特別講演

田山氏より、自身の研究者としての履歴を振り返りながら、成年後見制度の歴史を再確認されま

した。そして、あるべき成年後見制度の理念は示されているので、今後は実務において如何にしてどの程度まで実現できるか、が問われることになるかと述べられました。

パネルディスカッション

富永氏がコーディネートのもと、開始要件のうち、「保護をする必要性」「他の援助方法がない場合に成年後見制度の利用を許容するという補充性」「精神上的障害(民法第7条)」について、及び、「保護をする必要性がなくなった場合、法定後見が終了するが、その場合の本人保護」については清水氏と根岸氏より比較法の観点からご指摘を頂きました。

さらに議論は必要性の立証等にも発展し、赤沼氏からは法制審議会での議論のうち、「事理弁識能力を欠く常況にある者(現在の後見類型に相当)」を改正後も残すとしたら、広範な権限が保護者に与えられすぎており、本人よりも保護者の利便性が優先され、運用面で後見類型に流される危険性が指摘されました。その他、高橋氏からは任意後見の監督のあり方について、石渡氏からは中核機関の果たす役割についてご提言を頂きました。

最後は、今後の展望と「後見」という名称について議論し、熊谷氏から従来自立と保護のバランスが言われていたところ、今後の後見法の改正で保護の観点が多減するため、本当に困っている人を守っていただけるのかとの貴重なご意見を頂きました。

そして、最後に田山氏より、パネルディスカッションに対する感想を頂戴し、パネルディスカッションは終了し、伊藤氏の閉会挨拶により大会は幕を閉じました。

パネルディスカッションへの感想を求められた田山氏の「意見が対立しても、大いに討論したら行くべきところに行きつく」という、現在の成年後見制度の立ち上げにも携わった経験からの発言が非常に印象的で、今後の成年後見制度の未来を期待したくなる、そんな研究大会になりました。次の大会は令和8(2026)年5月30日を予定しています。(う、み、る)

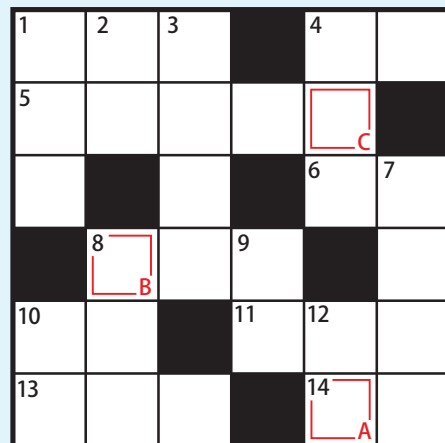


↓タテのカギ

- 1 百人一首で、歌を詠む人のこと。
- 2 事の成り行きを緊張して見守る。手に何を握る？
- 3 権利擁護の支援体制は一度つくれば終わりではなく、本人の状況に応じた〇〇〇〇的な調整が求められます。
(ヒント7頁)
- 4 ほんの少しの空き時間。〇〇〇を惜しんで勉強する。
- 7 令和7年のリーガルサポート関東Aブロック研究大会が開催されたのは何県でしょう？
(ヒント11頁)
- 8 試行錯誤。トライアンド〇〇〇。
- 9 企業のお金の取引を記録し、財務状況や経営成績を明らかにすること。
- 10 回ったり、寂しかったり、肥えたりする身体の部位。
- 12 別名「有りの実」と言われる果物。

→ヨコのカギ

- 1 日の出前の空が薄明るくなる頃。
- 4 押し、握り、ちらしなどの種類があります。
- 5 令和7年4月1日から、新たに〇〇〇〇〇〇後見を公益目的事業として開始しました。
(ヒント2頁)
- 6 双子座の次は〇〇座。
- 8 笑ったときに頬にできるくぼみ。
- 10 家財や貴重品などを安全にしまっておく建物。
- 11 焦らず、〇〇〇に待ちましょう。
- 13 娘のミチコさんが、母ハルさんの〇〇〇の一員と
感じられたエピソードが紹介されています。
(ヒント9頁)
- 14 味覚を感じるどころ。



※クロスワードパズルでは大文字と小文字を区別しません。全て大文字で記載ください。

編集後記

大役のお声がかかり迷っていたころ、学生時代の友人から、「苦手はぜんぶ、伸びしろだ」と書かれた、とある学習塾の中吊り広告の写真が届きました。「これ、大人にも刺さるね」との友人のシンプルなメッセージのとおり、不安に揺れていた私の心にも刺さりました。50歳を目前にして、好きなこと、得意なことだけ選んでいく道もあるけれど、自分にもまだ伸びしろがあることを信じて、未知の世界に飛び込んでみようという心が決まったのでした。広告の力を実感していたところ、その後広報委員会の担当に決まり運命的なものを感じています。

さて、本誌の特集は「チーム支援を考える」がテーマです。後見人はある意味孤独ですが、本人を支えるしっかりとしたチームがあれば、何かあっても乗り越えられるという前向きな気持ちになれます。ただ、そうはいっても日々の泣き言や愚痴はたまるばかり。私はそんな時、同じ人事務所のお姉さま方との「姉妹会」開催で、思い切りストレス発散しています。困難事案に日々向き合っている尊敬すべき仲間（チーム）に刺激を受け互いに支えあいながら、これからも後見業務を担っていこうと思います。

(あ)

リーガルサポートプレス



読者アンケート

ご愛読ありがとうございます。
今後のよりよい企画編集のためアンケートにご協力ください。回答者の中から抽選で、オリジナル図書カード1,000円分を10名様にお送りします。
回答は下記二次元コードよりお願いいたします。

※本号の回答締め切りは
令和7年10月31日まで



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

● 本部(東京) 03-3359-0541 HP

HP マークのある支部にはホームページがあります

中国ブロック

- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026

九州ブロック

- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-248-8860 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

四国ブロック

- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065

北海道ブロック

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部
- 釧路支部 0154-41-8332
- 旭川支部

近畿ブロック

- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部

中部ブロック

- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332

東北ブロック

- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205

関東ブロック

- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川県支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟県支部 025-244-5141



編集・発行

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

